

1. 優遇措置(補助金)

(1) 矢掛町企業立地奨励金

区分	工場設置奨励金	事業所設置奨励金	物流施設設置助成金	雇用奨励金	水道助成金	周辺整備促進助成金	土地提供助成金
交付要件	工場の新設又は増設をした事業者	事業所の新設又は増設をした事業者	物流施設の新設又は増設をした事業者	工場等の業務開始に伴い常時使用する従業員を新たに雇用した事業者	工場等の新設又は増設に伴い、矢掛町の上水道の給水を受けた事業者	工場等の新設又は増設に伴い工場周辺(敷地外)の公共施設等の整備が必要な場合に当該施設の整備を行った事業者	工場等設置奨励金の対象となる工場等用地として自己の所有する土地を提供した者若しくはその者に関係機関の承諾を得て代替地として土地を譲渡した者又は矢掛町及び矢掛町土地開発公社が工場等用地として先行取得する土地を譲渡した者
交付金額	新たに工場施設及び土地に課される固定資産税相当額	新たに工場施設及び土地に課される固定資産税相当額	新たに工場施設及び土地に課される固定資産税相当額	・町内在住者5万円／人 ・町外在住者1万円／人	・新設は水道料金の1/2相当額 ・増設は過去1年間の水道使用料超分の1/2相当額	整備費用の1/2	譲渡所得に対して課される所得税額及び町県民税所得割相当額
交付限度額	岡山県補助金を除いた額 ※奨励金の額が、岡山県補助金の20/80を下回る場合は、岡山県補助金20/80に相当する額				50万円	1,000万円	100万円
交付対象期間	3年間	3年間	3年間		3年間		

(2)固定資産税の課税免除

適用条例	矢掛町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例	矢掛町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例
対象資産	土地, 家屋, 償却資産(機械及び装置)	土地, 家屋, 償却資産(構築物のみ)
措置内容	課税免除(3 年間)	課税免除(3 年間)
対象業種	製造業, 農林水産物等販売業, 旅館業, 情報サービス業等	地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者(主務大臣の確認を受けたものに限る)
対象要件	(1) 取得価額資本金の規模に応じ 500 万円以上 (2) 土地については, 取得日の翌日から起算して 1 年以内に家屋の建設の着手があること (3) 令和 9 年 3 月 31 日まで	(1) 地域未来投資促進法に基づき, 地域経済牽引事業計画の承認を受けた者 (2) 土地については, 取得日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。 (3) 令和 10 年 3 月 31 日まで

(3) 固定資産税の不均一課税(軽減措置)

適用条例	地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の不均一課税に関する条例	
対象資産	土地、家屋、償却資産(構築物、機械及び装置)	
措置内容	不均一課税(3年間)	
	【移転型】 東京 23 区から本社機能を移転する場合 1 年目…通常の 1/10(⇒税率 0%) 2 年目…通常の 1/4(⇒税率 0.35%) 3 年目…通常の 1/2(⇒税率 0.7%)	【拡充型】 東京 23 区以外からの本社機能移転や地方にある本社機能を拡充する場合 1 年目…通常の 1/10(⇒税率 0%) 2 年目…通常の 1/3(⇒税率 0.467%) 3 年目…通常の 2/3(⇒税率 0.933%)
対象要件	(1) 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(以下、「特定業務施設整備計画」という。)の認定を受けていること ※特定業務施設(本社機能) 【事務所】 調査・企画、情報処理、研究開発、国際事業、その他の管理業務(総務・法務・人事等)部門を有する事務所 【研究所】 研究開発において重要な役割を担うもの 【研修所】 人材育成において重要な役割を担うもの (2) 特定業務施設整備計画の認定を受けた日の翌日以後 2 年を経過する日までの間に、特定業務施設を新設又は増設し、その施設のための対象資産であること (3) 土地については、取得日の翌日から起算して 1 年以内に家屋又は構築物の建設の着手があること (4) 対象資産取得総額 3,800 万円以上(租税特別措置法に定義する中小企業者 1,900 万円以上) (5) 令和 8 年 3 月 31 日までに岡山県知事から特定業務施設整備計画の認定を受けたもの	